

## 「大阪府営土地改良事業分担金等条例の一部改正」の概要

### 1. 条例の概要について

「大阪府営土地改良事業分担金等条例」では、土地改良法第91条の2に基づき、農地中間管理機構（※1）が借り受けている農地整備事業（機構関連事業）（※2）の対象農地において、以下の者が以下の場合に該当したときに、当該事業において要した費用の一部を特別徴収金として納付すべき規定が定められています。〔条例第5条〕

○農地中間管理権（※3）を設定した者（農地の所有者）が、目的外用途に供するために所有権を移転等した場合、その農地を自ら目的外用途（農業以外の用途）に供した場合又は農地中間管理権を解除した場合。

○農地中間管理機構から農地を借り受けた者（担い手）が、目的外用途に供するために賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転をした場合又はその農地を自ら目的外用途に供した場合

#### （※1）農地中間管理機構（機構）

農地等を借り受け、担い手へ貸し付ける事業を行う農地の中間受け皿となる公的機関

#### （※2）農地中間管理機構関連農地整備事業（機構関連事業）

農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者（農地所有者・担い手）からの申請によらず、大阪府が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を実施する事業

#### （※3）農地中間管理権

農地を担い手に貸し付けることを目的として、機構が取得する農地の賃借権または使用賃借による権利

### 2. 改正の内容について

令和7年4月1日に土地改良法等の一部を改正する法律（令和7年法律第14号）の施行により、機構関連事業の対象農地として、機構が所有する農地が追加されました。また、当該農地について、機構から所有権の移転を受けた者又はその承継人が、対象農地を目的外用途に供するために所有権を移転等した場合又は自ら目的外用途に供した場合に、特別徴収金を徴収できる規定（土地改良法第91条の2第6項第3号）が追加されました。

これに伴い、条例においても、機構が所有する機構関連事業の対象農地について、機構から所有権の移転を受けた者又はその承継人が、対象農地を目的外用途に供するために所有権を移転等した場合又は自ら目的外用途に供した場合に特別徴収金を徴収する規定を追加します。

	現行条例		今回追加
特別徴収金の対象となる行為者	農地の所有者	機構から農地を借り受けた者	機構から所有権の移転を受けた者又はその承継人
対象となる行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象農地を目的外用途に供するために所有権を移転等した場合</li> <li>・対象農地を自ら目的外用途に供した場合</li> <li>・対象農地にかかる農地中間管理権を解除した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象農地を目的外用途に供するために賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転をした場合</li> <li>・対象農地を目的外用途に供した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象農地を目的外用途に供するために所有権を移転等した場合</li> <li>・対象農地を自ら目的外用途に供した場合</li> </ul>

### 3. 施行日について

令和8年3月下旬（予定）

### 4. 備考

本改正と合わせて、条例第2条の改正を行いますが、分担金の徴収に関する規定であるため、大阪府パブリックコメント手続実施要綱第3条第2項の規定により意見募集は行いません。